第

2035

믉



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 4月 23日 火曜日

「 | 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

発行所

☆ 薬剤師の資格取得費用

Q:私は、個人で薬局を経営していますが、 薬剤師の資格を持っていませんので、薬剤師 の資格のある者を雇っています。

そこで、この春からは私自身も薬剤師の資格を取得するために、薬科大学に入学しました。この薬科大学の授業料等の勉学に要する費用は必要経費として認められますか。

A:必要経費としては認められません。

【解説】

不動産所得、事業所得又は雑所得の金額の 計算上必要経費に算入する金額は、別段の定 めがある場合を除き、これらの所得の総収入 金額に係る売上原価その他その総収入金額を 得るため直接要した費用の額及びその年にお ける販売費、一般管理費その他これらの所得 を生ずべき業務について生じた費用の額とさ れています。

一般に、事業主や使用人がその業務の遂行 に直接必要な技能又は知識の習得や研修を受 けるために通常必要な費用は必要経費に算入 されますが、業務の遂行に直接必要であるか どうかは、現に営んでいる業務のうえで直接 に必要な技能や知識であるかどうかによるべ きものと考えられます。

ご質問の場合、薬科大学の授業料等の費用 は、薬局の業務と相当の関連はありますが、 業務の遂行上不可欠なものではないと思われ ますので、必要経費には算入されません。







